

柳井医師会 会長 弘田 直樹

ご自身や家族の急病の際に、自宅での療養や介護が急に必要になった場合にどこに相談すればいいのか。かかりつけ医をお持ちの場合はそこにお尋ねになればいいのですが、お困りになる場合があります。

柳井医師会開業医は通常の診療だけではなく在宅療養を援助する在宅診療にも積極的に対応しております。介護保険制度にも通暁しております。この冊子を参照されて、柳井の医療資源を有効にご利用ください。どうぞ遠慮なく。

柳井医師会



▶訪問診療とは・・・計画的・継続的

患者さんの病状にかかわらず在宅での診療を計画的に行うことです。発熱などの症状がある時にだけ医師が出向いて診療をするのではなく、定期的に診察に訪れて患者さんの健康管理をしていく診療形態です。

▶往診とは・・・突発的・応急的

急変時など、普段と異なる特別な診療が必要な時に限定して行う在宅医療のことです。あらかじめ計画して訪問するのではなく、不定期で突発的に生じる患者さんの急変に対応するものです。

柳井市在宅・医療介護連携相談室

医療や介護関係者から在宅医療・介護連携に関する相談をお受けしています。相談室は柳井市から委託を受け、柳井医師会に設置しています。お気軽にご相談ください。

住所

〒742-0031
柳井市南町6丁目12番1号
柳井医師会内
(柳井市保健センター2階)

専用電話

080-2942-0330

開設時間

水曜日10時～12時 13時～15時
(祝日・年末年始は休み、また臨時休業の場合あり)

相談員

河村 加代子
です。



★★相談員の紹介★★

私は、看護師として、看護及び相談業務に40年携わり、現在の職場で相談員をしています。

私の役割は、在宅医療・介護をつなぐ「橋渡し役」です。関係者の皆様と共により良い在宅医療・介護連携を目指し支援をさせていただきます。